

第 2 回 定例教育委員会議事録		日 時 : 平成31年 2月25日 (月)	
		場 所 : 菱刈庁舎 3階中会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 11時28分 閉会	
	教育長 森 和 範 教育委員 川 原 惟 昭 教育委員 長 野 則 夫 教育委員 久保田 悦 子	議場に出席した者の氏名	総 務 課 長 万 膳 正 見 学 校 教 育 課 長 高 崎 良 一 社 会 教 育 課 長 中 村 政 仁 スポーツ推進課長 田 中 健 一 給食センター所長 丸 目 良 平 書 記 浅 山 典 久 書 記 新 納 誠 朗
議事日程	別紙のとおり		
審 議 状 況			
(森教育長) ただいまから平成31年第 2 回定例教育委員会を開会します。 (浅山係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。 (森教育長) 「平成31年第 1 回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。 (浅山係長) 平成31年第 1 回定例教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告) (森教育長) ただいま事務局より前回の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。 (全員) ありません。 (森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。 (全員) はい。 (森教育長) 平成31年第 1 回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の 1 月25日から 2 月24日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。 (別紙「諸般の報告」により日を追って報告) (森教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、川原委員お願いいたします。 (川原委員)			

1月25日、田中小学校の研究公開に行きました。タブレットを使用した授業を始めて見まして、すごいなと思って、使用する子どもたちに温度差がありすぎると、早くポンポンとやる子と、それから中々操作を手間取っている子は、また遅れていくのかなと。その辺の個人差によって、授業の進み具合もどうなのかということも感じたところでした。私なんかの時代では、考えられない授業風景でびっくりしました。

それから、市学校保健研究大会、初めて警察署の方から来てもらってDVDで覚せい剤の怖さということで、ちょっと長かったですけれども、放映がありまして、やっぱり、保護者も多かったんですけども、怖いなあというのを実際感じましたけど、もっと短くして子どもたちにも見せてもいいんじゃないかなというような印象をもちました。

それから、2月22日、市学校運営協議会の研修会ですが、参加者から「時間オーバーですよ。」という声が出るぐらい、長く、長時間に渡った話で、ためにはなりましたが、一つ印象に残ったのは、学力という言葉を使わないで、学欲という単語を使っての説明がありました。

そして、翌日の土曜いきいき講座の閉講式のときとこうダブリまして、そのときに土曜授業に参加している子どもたちは、学欲のある子どもだなあというのを改めて自分から手を挙げて参加したわけですから、やっぱり学力でなくて、学欲のある、学ぼうという姿勢が強い子どもたちじゃないかなというのを、前日の話とダブって、そういうふうに感じました。

それと、教育長の伊佐農林高校の訪問というのも、新聞に載ってましたですね。各農林高校の特集で、市来農芸とか、それから鹿屋農業とかですね。今、教育長の話を書きましたけど、やはり目的を持っているというのは、その専門高校の特徴なのかなと、他の学校の生徒もそういうのが記事になっていたので感じたところでした。

はい。以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。では、長野委員お願いいたします。

(長野委員)

はい。今、川原委員が言われましたように、田中小学校の学力向上ということで、タブレットパソコンを使って授業ということで、今の時代、タブレットパソコンの普及で、これから先こういう授業をされていくんだなあというのを痛感したんですけど、もうちょっと何というか、言葉を大切にというか、タブレットに集中しすぎて、先生と子どものこの会話のやりとりというのが、ちょっと少なかったような感じがしました。タブレットはタブレットで悪いことではないので、もうちょっとこのタブレットに集中しながら、耳も先生が言葉をかけて集中するような授業ができればもっと学力的に僕なりの考えですけど、上がっていくのではないかなというふうに思いました。前は、湯之尾小学校の算数の学力向上だったんですけど、どちらも湯之尾小学校も、田中小学校も、先生たちが子どもと手を取りあいながら、学ぶ姿には非常にいい指導、研究公開ではなかったのかなと思いました。よその小学校からも、湯之尾小学校よりもけっこう多く参加されていたのが、やっぱり算数に対する意識が先生たち強いなと感じました。

以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございます。では、久保田委員お願いいたします。

(久保田委員)

はい。もう前の二人がおっしゃったので、大体同じようなことなんです。

土曜いきいき講座の閉講式の方ですが、小学校3年生から、南日本新聞のひろば欄に載った作文を読んだりとか、すごく自信につながっているだろうなという表情で、みんなお礼のことばにしても、3年生のエールにしても、すごくみんな堂々とあそこに来ている子たちは成長しているのだなあというのを、何年も同じ顔ぶれの子もいるので、すごく成長を感じた一面でした。

22日の学校運営協議会の研修と講演なんですけど、講演の内容はものすごく、ちょっとテンポが早すぎ

て、これから取り組もうという人達は、ちょっとまた資料をもう一回見直さないと、わからないか思っ
て、1年目・2年目のところは、「ああ、そうなるほどな。」ということで聞いていたんですが、やっぱり
すごくおっしゃったのが、地域と学校をつなげる、地域コーディネーターの存在というのをすごくお
っしゃっていたので、やっぱりこれからそういうところを位置づけて、もう4月からは全校コミュニ
ティスクールになるので、またそういう位置づけをして、学校と地域とパイプをつないでいかないと
いけないなあというのを感じたところでした。

以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

教育長及び委員の報告については、以上でよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。それでは、議事に進みます。

今回は、報告事項が3件、付議事件が3件ございます。

まず、報告事項にはいります。

報告第1号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例の制定について」、事務局より説
明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。報告第1号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例の制定について」を説明い
たします。

定例会資料は、3ページからになります。本件につきましては、今年は、議会の日程が早めに設定さ
れまして、本条例につきましては、既に3月議会に議案として上程されているために、伊佐市教育委員
会の行政組織等に関する規則第24条第1項の規定により臨時代理したものであり、同条第2項の規定に
より、ご報告とさせていただくものでございます。

内容につきましては、4ページからの条例及び別紙のカラーの位置図がついてございます。そちらを
ご覧ください。

昨年2月の定例会におきまして、カヌー競技場艇庫を伊佐市の教育財産として位置づけ、使用料等を
定め、管理するために条例制定いたしました。伊佐市PR課において、パークゴルフ場及び散策道と
一緒にカヌー競技場多目的広場を国土交通省から占用許可をとってございます。しかし、多目的広場
について管理条例がないことから、明確なものがない状態となっております。今回は、これまでの艇庫
に河川敷の多目的広場を含めた区域について管理するための条例とするため、先の条例の全部を改正す
るものでございます。

具体的な内容につきましては、第1条でございますけれども、条文の中のカヌー艇庫とあったものを、
カヌー競技場として読みを変更してございます。

第2条では、新たに区分を設けて広場、艇庫という区分で表を作っております。

第3条、第4条については、前回のカヌー艇庫条例と内容に変更はございません。

第5条は、先ほどと同じですが、カヌー艇庫と条文にあったものを、カヌー競技場ということで、読
みを変更してございます。

第6条は、新たに「行為の禁止」ということで、禁止事項等について追加をしてございます。

第7条は、カヌー艇庫とあったものを、読みをかえてカヌー競技場ということで、字句の変更をして
ございます。

第8条から第15条は、前回のカヌー艇庫と内容変更はございません。

なお、第11条、第12条、第14条でございますけれども、内容変更はございませんが、先ほど申しまし
たとおり、カヌー艇庫という名称があるものを、カヌー競技場ということで、字句の変更をしてござい

ます。

位置図をご覧ください。位置図の見方ですが、右側が下流側になります。今回のカヌー競技場の条例に係る部分は、黄色の部分になります。

上流のスタート地点から、水際の通路がございますけれども、ここ小さいですけれども、黄色く塗ってございます。この通路を下りまして、菱刈交流館前の黄色の部分、ここが広場部分でございますけれども、ここを過ぎまして、下流の、今、ゴール地点の工事をしてしておりますが、このゴール地点までということでございます。これに今のカヌー艇庫の部分を含めまして、本条例の範囲になります。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの説明がありましたが、昨年、ちょうど今の時期に、カヌー艇庫についての条例を作ったのですが、これを艇庫だけではなくて、そちらの地図にありますように、黄色い部分まで含めたカヌー競技場という形での条例に変えるということでございます。ご質問等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

質問、意見等ないようですので、報告第 1 号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例の制定について」は、承認ということによろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。では、報告第 1 号については、承認されました。

それでは、報告第 2 号「平成30年度伊佐市一般会計補正予算（第11号）について」、事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。報告第 2 号でございます。「平成30年度伊佐市一般会計補正予算（第11号）について」を説明いたします。

定例会資料は、8 ページになります。本件につきましても、冒頭理由によりまして、臨時代理の分でございます。

資料につきましては、教育委員会所管分抜粋、別紙でございますけれども、「平成30年度伊佐市一般会計補正予算（第11号）」の方をご覧ください。

今回の 3 月補正につきましては、そのほとんどが国県補助金等が確定したこと。経常経費等を抑制したことによります経常経費の減額などがほとんどの理由ということになりますので、主なものだけを説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。

15 ページをお開きください。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、節 8 報償費、341 万 2 千円の減額でございますけれども、大学奨励金の交付対象者の今後の見込みによる減をいたしました。

それから、節 9 旅費、普通旅費の 33 万 3 千円の減額でございますけれども、先生方の赴任旅費の確定によるものでございます。

また、節 11 需用費の消耗品費 65 万円の増額につきましては、各学校をはじめ、教育委員会、図書館など 22 か所のコピー料金で不足が生ずる恐れがあるため、増額をお願いしてございます。

節 13 委託料の業務委託 193 万 6 千円の減額につきましては、小中学校の空調設備設置工事設計業務委託の確定によるものでございます。

16 ページをご覧ください。

節 19 負担金補助及び交付金でございます。61 万 8 千円の減額のうち、31 万 9 千円の減額は、西之表市

教育旅行補助の確定によるものでございます。また、残りの補助金の金額につきましては、魅力ある高校づくりを始めとする高校支援の確定による増減でございます。

目 3 教育振興費、節 7 賃金、細節事務補助員309万円の減額のうち、239万円の減額の主なものでございますけれども、当初、教育相談事業に係る教育相談補助員を 2 名予算化してございました。節 1 報酬で教育相談員による対応が可能となりましたため、この額を減額いたしました。また、残りの70万円の減額につきましては、特別支援教育事業の事務補助員25名いらっしゃいますけれども、支援日数の今後の見込みにより減額するものでございます。

次に、節11需用費、細節消耗品費110万円の減額でございますけれども、29年度の支出を参考に予算要求をしてございました。校務用、教育用のプリンタを更新しましたが、29年度後半プロポーザル方式を採用し、これまで30年度通年でプリンタカウンター料金がかかなりのコストダウンとなったため、減額するものでございます。

目 5 教職員住宅費、節11需用費、修繕料の45万円の減及び節18備品購入費の45万円の増は、前目麓教職員住宅のボイラーが故障によりまして、修繕で対応ができませんでしたので、備品購入費として予算組み替えをいたしました。

17ページをお開きください。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節13委託料、53万 4 千円の減額は、管理教室等の空調設備設計業務委託を当初組んでおりましたが、その額が確定したものが主なものでございます。

また、節15工事請負費 3 千926万 4 千円の増額のうち、建築工事162万 5 千円の減額は、大口東小外壁等改修工事をはじめ、羽月小外壁等改修工事、田中小屋上防水工事などの確定により162万 5 千円を減額し、また、電気工事と管工事につきましては、小学校大規模改修（空調設備設置工事）事業につきまして、12月補正で管工事ということで、一本で予算計上しておりましたけれども、今、実施設計を進めておりますが、実施設計の概算から電気工事と管工事に振り分けることがだんだん可能になってきております。そこで、また、設計額が明確になってきましたので、管工事から 1 億 5 千638万 8 千円を電気工事にまず振り分けて、確定しました電気工事を 4 千94万 5 千円増額しまして、1 億 9 千733万 3 千円ということで電気工事をさせていただきました。また、空調設備設置工事以外の大口小照明改修工事等の確定によりまして、小さいですけれども 5 万 6 千円の減額もありまして、差し引き電気工事補正額を 1 億 9 千727万 7 千円ということで、このところでは額が出てきております。

目 2 教育振興費、節20扶助費510万円につきましては、例年予算措置をする段階で多めに見積もって計上しておりましたので減額するものでございます。

18ページをご覧ください。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費、節11需用費、光熱水費90万円の増額につきましては、菱刈中学校校庭漏水による水道料金不足追加分と、電気料金に不足を生じたので計上いたしました。

節13委託料、53万 6 千円の減額のうち、施設管理委託40万円の減額につきましては、高木伐採等の確定によるものでございます。

また、節15工事請負費 2 千140万 3 千円の減額のうち、電気工事と管工事につきましては、先ほどの小学校と同じでございますが、中学校大規模改修（空調設備設置工事）につきまして、12月補正予算で管工事一本という形で予算計上させていただいておりましたが、実施設計がだんだん進んでいく概算等の額がわかってきたことによりまして、電気工事と管工事に振り分け可能となったことから、管工事から 7 千225万 4 千円をまず減額いたしました。それを電気工事に振り分けて、確定しました電気工事を 5 千109万 5 千円増額いたしました。また、空調設備設置工事以外の菱刈中学校体育館照明等改修工事の確定によりまして、24万 4 千円を減額いたしましたので、この電気工事費補正額の合計としまして、5 千85万 1 千円ということにこの金額はなります。

目 2 教育振興費、節20扶助費241万 6 千円につきましても、先ほどの小学校費と同じく同様の減額になります。

20ページをお開きください。

項 5 社会教育費、目 2 文化財管理費の減額につきましては、篠原城跡調査事業の業者との再協議によりまして、埋蔵文化財への影響を受けない、現状変更を行わない工法により全面掘削を行わず、全面調査を要しなかったため、賃金をはじめ、賃借料など合計で544万7千円の減額をするものでございます。

21ページをお開きください。

目 11 社会教育施設管理費、節 11 需用費、光熱水費50万円の減額につきましては、今後の光熱水費見込みによります減額になります。

節 13 委託料、施設管理委託37万3千円の減額については、除草など各種委託業務の確定によるものでございます。また、業務委託279万円の減額につきましては、旧大口図書館工損調査業務委託の確定による減額でございます。

また、節 15 工事請負費85万8千円の減額の電気工事及び管工事につきましては、いずれも、湯之尾校区公民館空調設備改修工事の確定による減額でございます。

項 6 保健体育費、目 1 保健体育総務費、節 11 需用費24万3千円の減額のうち、24万円は、スポーツ推進計画未策定による印刷製本費の減額です。18備品購入費20万円の減額は、カヌー艇購入による執行残でございます。

次に22ページをご覧ください。

項 6 保健体育費、目 2 体育施設費、節 11 需用費、細節光熱水費180万円の減額でございますが、菱刈カヌー競技場艇庫の電気・ガス・水道料の今後の見込みによる減額でございます。

目 3 学校給食センター費、節 7 賃金、33万9千円の増額は、給食業務補助員の賃金に不足が生じたものでございます。

節 11 需用費、細節消耗品費18万円の増額は、洗剤など調理用消耗品に不足が生じたものでございます。

給食センター費につきましては、実績見込みによる減額分と組替えてございますので、全体では増減はありません。

次に歳入でございますが、7ページにお戻りください。

款 12 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 7 教育使用料、節 4 社会教育使用料、文化会館使用料40万円の減額でございますけれども、今年度、市制10周年記念行事が多く開催されまして、同時期に開催の例年の民間利用のものが減少したためでございます。

8ページになります。

款 13 国庫補助金、項 1 国庫補助金、目 7 教育費国庫補助金、節 1 小学校費補助金68万円の減額でございますけれども、大口東小学校外壁等改修工事の確定によるものでございます。また、空調設備整備事業では、職員室、校長室、事務室の管理部門の部屋につきまして、補助対象外となりましたので、ブロック塀・冷房設備対応臨時特定交付金767万6千円の減額となります。

同じく、節 2 中学校費補助金104万8千円の減額につきましては、実施設計にあたり再調査の結果、菱中の特別支援教室が設置済みであったため、対象から除外したためでございます。

11ページをお開きください。

款 17 繰入金、項 2 基金繰入金、目 4 鹿児島県立大口高等学校活性化基金繰入金370万8千円の減額は、先ほど歳出でお話しました大学奨励金の交付対象者の見込みによる減の分でございます。

13ページをお開きください。

款 19 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入、節 2 雑入、文化会館公演入場料の523千円の減額でございますが、10周年記念事業おぎゃー献金合奏団コンサート開催に際しまして、当初入場料を徴収する予定の高校生以下を無料招待に変更したため、減額いたしました。

また、同事業でわがまち文化劇場の助成金でございますけれども、当初181万3千円を見込んでおりましたが、30万円ということで確定いたしましたために、151万3千円の予算減額をいたしております。

14ページをご覧ください。

款 20 市債、項 1 市債、目 7 教育債、節 1 小学校債、4,110万円の増額のうち、1,170万円の増額につき

ましては、小学校小規模改修事業で行いました大口東小外壁改修工事、羽月西小外壁改修工事の確定に伴うものでございます。また、小学校大規模改修（空調設備設置）事業につきましては、国庫補助金でお話しましたとおり、管理部門の部屋につきまして、国庫補助対象外となりました。また、実施設計の概算が上がってきたところで、事業費の増となりましたものですから、2,940万円増額いたしまして、財源を確保してございます。

同じく、節2中学校債につきましても、中学校大規模改修（空調設備設置）事業1,930万円の減額につきましては、国庫補助金でお話しましたとおり、菱刈中学校の特別支援教室が減になったものと、実施設計の概算が確定したことから、事業費の減額ということでございます。

節3社会教育施設債70万円の増額につきましては、湯之尾校区公民館空調設備改修工事の確定による減額でございます。

以上説明を終わります。

（教育長）

はい。ただいま説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

（全員）

ありません。

（教育長）

質問、意見等ないようですので、報告第2号「平成30年度伊佐市一般会計補正予算（第11号）について」は、承認ということでよろしいでしょうか。

（全員）

はい。

（教育長）

はい。では、報告第2号については、承認されました。

それでは、報告第3号「平成31年度伊佐市一般会計予算について」、事務局より説明をお願いいたします。

（万膳課長）

はい。報告第3号「平成31年度伊佐市一般会計予算について」を説明いたします。

定例会の資料は、9ページになります。本件についても、臨時代理をお願いするものでございます。

資料につきましては、「平成31年第2回定例教育委員会平成31年度一般会計予算参考資料」を使って、歳出予算を中心に説明させていただきます。ページにつきましては、議会提出用のそのままのページになっておりますのでよろしく願いいたします。

まず、教育委員会総務課分からご説明をいたします。

参考資料の87ページをご覧ください。

目2の事務局費でございますけれども、事務局事業のうち、節7賃金事務補助員2,929万2千円でございますけれども、学校校務員の16人を委託料から賃金に切り替えたことによります節を新しく新設してございます。委託料の節はございません。

節19の補助金でございますけれども、西之表市の教育旅行助成事業を、引き続き取り組んでまいります。

次の中高生連携推進事業②でございますけれども、大学進学奨励金、高校だより「イサコー」の発行経費など、あるいは、明光学園運営補助、生徒確保事業補助、魅力ある高校づくり事業補助金等さまざまな支援を引き続き予定してございます。また、大口高校の学力向上推進事業につきましては、31年度に引き続きまして、英語4技能検定、GTECと呼んでおりますが、受験補助をしていくように計画してございます。

奨学金につきましては、例年並みに貸し付けをいたしてございます。予算確保もしてございます。

教職員住宅費につきましては、現在43戸の住宅がございまして、これにつきましては、維持管理費等を調達しながら、20年以上経過しました部品調達できないものにつきましては、備品購入費で計上して予

算確保をさせていただいております。

それから、88ページをお開きください。

小学校費でございますけれども、学校管理費につきましては、修繕費で、31年度のトイレ洋式化として、山野小、南永小のトイレ改修ということで、4基を計画しております。また、工事請負費では、牛尾小の正門改修工事、これがちょっと傷んでいるようでしたので、この改修工事。それから、本城小の電話設備の改修工事を計画しております。前年比が49.2%ちょっと減になっておりますけれども、これは、今年度の大口東小外壁改修工事等が、予算的に大きかったものが大きな減額の原因でございます。

中学校費につきましては、ほとんどが通常経費でございますが、今年度は、菱刈中の電話設備改修工事を計画しております。

社会教育費、社会教育施設関係につきましては、今、解体中でございますけれども、旧大口図書館解体工事に伴う工損調査の事後調査などが主なものでございます。

保健体育費の体育施設管理費につきましては、今年度は、体育施設のナイター設備のPCB、これは、ポリ塩化ビニール等の調査でございます。その委託。それから、総合体育館の自動火災報知機の改修等を計画しております。

それから、学校教育課所管でございます。

92ページをお開きください。

教育振興費でございます。6千889万円でございますけれども、前年度と比較しまして161万8千円の減額となっております。主な原因は、校務用・教育用プリンタカウンター料金を先ほど補正で出しましたけれども、単価をプロポーザル方式にしまして、経費的に安くなったということでございます。

主要事業は、KOBAS式体幹トレーニング。あるいは、学校運営協議会。それから、プログラミング教育に向けての教職員研修ということで、事業を行ってまいりたいと思っております。

次に、93ページをお開きください。

小学校の教育振興費3千493万8千円でございますけれども、これは前年度予算と比較しまして430万8千円減額しておりますけれども、学力向上対策事業の理科活動指導講師の賃金を減額しました。これは、生徒数の減による精査をいたしております。あるいは、就園就学事業の負担金補助金及び交付金としまして、小規模校の入学特別認可制度通学補助金を減額しております。

次に、94ページをお開きください。

中学校費になります。中学校費の教育振興費でございますけれども、6千44万6千円でございますけれども、前年度と比較しまして122万5千円の増額となっております。これは、道徳が教科化されることに伴う教師用の教科書等の購入。それから、体力向上対策に伴う総合体育大会における九州大会等の補助金、それらの増額によるものでございます。

今、中身では、道徳の教科化に伴うデジタル教科書等の購入に係る経費、教師用の教科書これらの購入等を計上しております。

次に、95ページをお開きください。

幼稚園費でございますけれども、2千27万8千円でございます。これにつきましては、32年度に始良・伊佐地区大会としまして、開催予定の「九州国公立幼稚園・こども園会教育研究大会大分大会」の会旅費、備品購入費、その他のものでございます。

次に、社会教育課所管分でございます。

96ページの下段になります。

社会教育総務費でございますけれども、人権教育推進事業。これにつきましては、人権同和問題啓発のための事業でございます。研修会、啓発チラシ等の配布、それから、外国人への日本語教室の開催でございます。

97ページでございます。

文化財管理費でございます。31年度は特に、補助金ではございますけれども、県指定文化財の白木

神社の茅葺き屋根の葺き替えを計画してございます。

98 ページでございます。

公民館費でございますけれども、これは、公民館施設の管理委託、公民館指定管理 6 か所の委託料等でございます。

それから、公民館講座運営事業。これにつきましては、社会教育推進員の配置。ふれあい講座に関する事業を予算化してございます。

それから、青少年教育費でございますけれども、青少年教育推進事業、子ども会やジュニアリーダークラブ等の青少年団体。あるいは、成人式。ふるさと学寮の実施支援を行うものでございます。

それから 99 ページになります。

家庭教育推進事業でございますけれども、これは、家庭教育の充実のための啓発活動、家庭教育専門指導員による家庭教育学級での出前講座等の予定をしてございます。

99 ページから 100 ページにかけての文化会館費になります。文化会館の運営費でございますけれども、文化会館費の①が運営費そのものでございます。

②につきましては、文化芸術事業でございまして、市町村による青少年劇場、いさのおんがくたい関係事業、通常の事業に加えまして、榎木孝明氏朗読劇公演業務委託、子ども劇場芸術祭典事業補助、アイダンス・フェスティバル事業補助を計画してございます。

中高生連携推進事業につきましては、みやまコンセール協力者を講師として、中・高生の吹奏楽部の指導をまたいただくということで計画してございます。

飛びまして、104 ページでございます。

図書館費でございますけれども、これは、海音寺潮五郎記念事業等を計画してございます。引続き継続して行くと。そしてまた、文化文学講演会というのもまた計画する予定でございます。

次に、スポーツ推進課所管でございます。

資料は 101 ページでございます。

歳入の款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 7 教育費県補助金、節 2 保健体育費補助金 7,399 万 1 千円でございますけれども、大きな歳入ですけれども、国民体育大会市町村有施設整備費補助金で国体リハーサル大会の運営費でございます。

歳出の方の項 6 保健体育費、目 1 保健体育総務費でございますけれども、生涯スポーツ育成支援事業でございますが、これは、ほぼ昨年度と同じでございます。カヌー振興関係補助としまして、臨時職員を 1 人配置いたします。

102 ページの国体カヌー競技準備事業でございますけれども、1 年後に迫ります国体に向けての実行委員会への負担金 9,803 万 2 千円でございます。内容につきましては、実行委員会開催経費、研修費、歳入で説明いたしましたリハーサル大会を開催するための経費でございます。

高校総体カヌー競技準備事業でございますけれども、31 年度の高校総体に向けました実行委員会への負担金でございます。

103 ページの体育施設費でございますけれども、体育施設運営事業、市営プール運営事業は、昨年度と同じでございます。

⑦のカヌー艇庫運営事業でございますけれども、カヌー艇庫を運営する事業経費ということになりますが、備品購入費としまして、国体等で活用する審判艇を 1 艇、審判艇用のトレーラー 1 台を購入する予定でございます。

最後に、学校給食センター所管でございます。

106 ページになります。

センター費の 7 賃金 3,998 万 3 千円につきましては、調理・運転業務の臨時職員等の賃金と、通勤手当になります。

節 11 需用費の消耗品費 674 万円につきましては、温食用の食器の買換え費用を含んでおります。12 の役務費、13 の委託料、それから、需用費の残りの部分につきましては、通常の経常経費でございま

す。18 の備品購入費につきましては、冷蔵庫などの購入費用を計上してございます。

最後になりますけれども、ここに予算内で詳しくは説明しておりませんが、10月の定例会におきまして、現在行っております「南永小学校に係る通学費補助金」、それから、「南永小学校に係る住宅使用料助成事業」につきまして、この事業をいわゆる「特認校」に拡大しまして制度を見直すということで、予算要求をしていくということで、方向性をご理解いただいたところではございますが、予算査定におきまして、「特認校を選択するということは、家庭の自由意志によるもので、特認校のみ通学費補助、住宅費補助をするべきではない。」ということで、通学費補助については、継続は認められませんでした。そういうことで、31年度から既存の遠距離通学補助というのがございます。そちらを適用するというのと、住宅使用料助成につきましては、現在、児童が在籍して補助金を受けている世帯に限り補助するというところで変更をいたしております。

以上で説明を終わります。

(教育長)

はい。ただいま事務局の方から説明がありましたが、何か質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

報告第3号「平成31年度伊佐市一般会計予算について」は、承認ということでよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。では、報告第3号については、承認されました。

では、付議事件にはあります。

議案第5号「伊佐市ふるさと学寮事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第5号「伊佐市ふるさと学寮事業補助金交付要綱の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、10ページからになります。

今回の制定につきましては、先月の定例会で議決していただきました他の補助金交付要綱と同じく、伊佐市補助金等交付規則第4条に「補助金等の種類、補助率等は市長が別に定める。」とございます。同じく規則第24条に「この規則に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。」ということがありましたことから、補助金個別に内容を定める必要がございましたが、補助金等交付規則のみを根拠に運営補助金を交付してございました。制定がされておりましたので、補助対象等制度内容を明文化するため、今回制定するものでございます。伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

具体的には、集団宿泊体験を通じて子どもたちの自主性等を養うことを目的として行う、ふるさと学寮事業の実行委員会に対しまして、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

次の11ページをご覧ください。

趣旨としまして、第1条「この告示は、児童が一定期間家庭を離れ集団宿泊生活体験を通して、自主性、協調性、忍耐力及び連帯感を養うことを目的として、ふるさと学寮事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊佐市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」としてございます。

補助対象等は、第2条第1項で「補助金の交付対象者は、ふるさと学寮実行委員会とする。」としまして、第2項で、「補助金の交付対象経費及び補助金の額は、別表第1に定めるところによる。」として

おります。金額につきましては別表によりまして、1 校区当たり 1 万 5 千円、日数区分によりまして児童 1 人当たり、1,500 円あるいは 2,000 円となっております。

第 3 条以下は、補助金の手続き関係になります。条文の説明は省略いたしますが、補助金申請と実績報告関係様式は、開催月ごとに取り扱うということにしておりまして、独自の様式も含めまして、14 ページから 18 ページに様式等を掲載してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。これまで、ふるさと学寮について、補助金は出していたんですけども、交付の要綱がなかったものですから、その要綱を作ってより明確なものにするためということです。ただいま説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ご質問、ご意見ないようですので、議決にはいりたいと思います。

議案第 5 号「伊佐市ふるさと学寮事業補助金交付要綱の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第 5 号は、議決されました。

次に、議案第 6 号「伊佐市ジュニア・リーダークラブ活動補助金交付要綱の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第 6 号「伊佐市ジュニア・リーダークラブ活動補助金交付要綱の制定について」を説明いたします。

資料は、19 ページからになります。

議案第 5 号と同じ理由による要綱制定となります。地域の青少年育成活動の一環として行うジュニアリーダークラブの活動に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるため制定するものでございます。伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第 11 条第 3 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

具体的には、20 ページをご覧ください。

趣旨としまして、第 1 条「この告示は、地域のジュニア・リーダーとしての役割を学習し理解を深めるとともに、たくましく生きる青少年を育成することを目的として行う、ジュニア・リーダークラブの活動に要する経費に対し、補助金を交付することについて、伊佐市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」としております。

補助対象者は、第 2 条で「ジュニア・リーダークラブ活動の実行委員会とする。」としております。

補助対象経費は、第 3 条で「活動に必要な需用費（消耗品費等になります。）、役務費（通信運搬費等になります。）、使用料及び賃借料その他市長が運営に必要と認める経費とする。」としております。

補助金の額は、第 4 条で「前条に規定する補助対象経費のうち、予算の範囲内で市長が定める額を上限とする。」としております。現在対象となる団体につきましては、レインボーキッズいさが対象となっております。31 年度予算で 10 万円を予算化してございます。

第 5 条以下は、補助金の手続きになりまして、これは補助金等交付規則に基づく様式になります。

説明は、以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま事務局の説明がありましたが、これについても、補助金の交付要綱がなかったので、定めるということですが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、ご質問、ご意見ないようですので、議決にはいりたいと思います。

議案第 6 号「伊佐市ジュニア・リーダークラブ活動補助金交付要綱の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第 6 号は、議決されました。

次に、議案第 7 号「伊佐市郷土芸能保存会運営補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第 7 号「伊佐市郷土芸能保存会運営補助金交付要綱の制定について」を説明いたします。定例会資料は、22ページからになります。

先ほどの議案第 5 号、第 6 号と同じ理由による要綱制定となります。伊佐市内の各郷土芸能保存団体で組織される伊佐市郷土芸能保存会に対し、郷土芸能の保存継承事業に関する補助金を交付することについて、必要な事項を定めるため制定するものでございます。伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第 11 条第 3 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

具体的には、23ページをご覧ください。

目的としまして第 1 条「この告示は、伊佐地方に伝承する貴重な文化的財産である民族芸能や祭り等の伝統文化を保護するため、郷土芸能の保存継承、後継者の育成等を行っている伊佐市内の郷土芸能保存団体によって組織される伊佐市郷土芸能保存会に対し、補助金を交付することについて、伊佐市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」としております。

事業は、第 2 条で「保存会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。」ということで、第 1 号から第 4 号の事業ということで、指定してございます。

補助対象経費等は、第 3 条で「補助金の対象経費となる額は、次に掲げる経費とし、補助金の額は、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。」としまして、第 1 号から第 3 号ということで、規定してございます。

現在、対象となる郷土芸能保存会につきましては、31年度の予算で、50万円を予算計上してございます。

第 4 条以下につきましては、補助金の手続き関係になります。これは、伊佐市の補助金等交付規則に基づく手続き関係と同じでございます。説明につきましては、省略をいたしたいと思っております。

以上でございます。

(教育長)

はい。ありがとうございました。ただいま事務局からの説明がありましたが、これについても、これまでなかった要綱を作成するということがございます。何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(長野委員)

すみません。団体等は、何団体なのでしょう。

(教育長)

今、加盟している団体は、何団体でしょう。

(中村課長)

15団体です。

(長野委員)

15団体に対して、50万円の枠で、振り分けて交付しているのでしょうか。

(中村課長)

はい、そうです。市内には、30団体ほどありますが、加入団体が15団体でございます。

(長野委員)

湯之尾神舞とか。

(中村課長)

はい、そうです。

(長野委員)

はい、わかりました。

(教育長)

そのほか、ないでしょうか。他にご質問、ご意見ないようですが、よろしいでしょうか。

はい。ご意見、ご質問ないようですので、議決にはいたいと思います。

議案第7号「伊佐市郷土芸能保存会運営補助金交付要綱の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第7号は、議決されました。

以上で、準備された議事については、終わります。

次に、委員から提出された動議の討論等に入りますが、前もって提出された動議はございません。何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

はい。では、ないようですので、その他の件に入ります。その他、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ないようですので、これもちまして、平成31年第2回定例教育委員会を閉会いたします。

(浅山係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。